

ダイビング事故保険
G/INTL001/2013年7月

序文

この保険は、ダイブアシュアの会員を対象とした、ダイビングにかかる個人傷害および緊急医療費の団体保険です。

保険会社は、被保険者が居住国外における対象活動への参加の直接の結果として傷害を受けた場合に、保険証券の条件および制限にのっとり、下記の一覧表に従って保険金を支払います。

保険金および補償の一覧表 - 米ドル

	ゴールド	プラチナ
緊急搬送を含む、ダイビング事故後の医療費および救助費の保険金限度額	150,000	250,000
ダイビング事故による死亡および後遺症	10,000	25,000
遺体の送還	5,000	10,000
ダイビング事故後に発生した追加の旅行チケットおよび宿泊費用	3,000	5,000
緊急支援サービス (GBG アシスト)	利用可能	利用可能
。場合された盗難または紛失を機器しダイビング発生が潜水中事故	2,000	4,000
混合ガス	対象	対象
リブリーザー	対象	対象
洞窟ダイビング	対象	対象
アイスダイビング	対象	対象
深度	限度なし	限度なし
補償地域範囲	居住国外の全世界 ※キプロス国/島内を除く	居住国外の全世界 ※キプロス国/島内を除く

パート A - 医療補償

貴方の緊急搬送および病院への転送のためのサービス提供に対する普通かつ通常の料金、および高圧酸素室、臨床検査、X線およびその他の治療を含む、貴方の生命を救うために必須または対象活動への参加により被った傷害の治療のために合理的に必要な、診断、治療において発生した費用が補償されます。当該費用は、傷害の発生日後 365 日以内に発生したものでなくてはなりません。これらのサービスは医師の指示によるものでなければなりません。緊急搬送の場合には、事前承認が必要です。

高圧酸素室での治療の場合には、できる限り早急に GBG アシスト（緊急支援サービス）に必ず通知しなければなりません。通知がない場合、請求は拒否されることがあります。

緊急搬送とは以下を意味します。

1. 貴方の病状により、傷害を受けた場所または急病となった場所から、高圧酸素室の強制使用を含む適切な治療を受けることができる最寄りの病院まで直ちに転送する必要があること
2. 現地の病院で治療後、貴方の病状により更なる治療または回復のため貴方の居住地まで転送する必要があること
3. 上記の全て

補償対象となる費用は、貴方の緊急搬送に関連して発生する輸送、治療および医療用品に必要な費用で、限度額までの金額です。搬送のための全ての輸送手配は、可能な限り直接かつ経済的なルートによるものでなければなりません。

緊急搬送のための費用は以下の費用でなければなりません。

1. 担当医の推奨する費用
2. 貴方を輸送する輸送機関の標準規程により必要な費用
3. GBG アシスト（緊急支援サービス）により事前に確認および承認される費用

治療および医療用品のための費用は、担当医の推奨する費用でなければなりません。輸送機関とは、緊急搬送の期間中に貴方を輸送するために必要な陸上、海上または空路による輸送機関を意味します。輸送機関には、救急ヘリ、救急車および自家用車が含まれますが、必ずしもそれらに限定されません。保険会社は、他の当事者が貴方に無償で提供する費用または予定された旅行費用に既に含まれる費用は補償しません。

緊急支援が必要な場合は、GBG アシストに連絡してください

電話：(866) 914-5333（米国およびカナダ、通話料無料）

(905) 669-4920（全世界、コレクトコール）

ファックス：(949) 271-2330

通常のお問い合わせについては、GBG アシスト（緊急支援サービス）を使用しないでください。

我々は外出中の緊急事態に伴うストレスを理解しています。
緊急支援サービスは 24 時間 365 日、貴方の手助けをいたします。
自分で解決策を探すことなく、我々の専門家を活用してください。

全ての医療上の緊急事態ならびに帰還または日程短縮を伴う全ての事態については、GBG アシストに連絡してください。連絡がない場合には、50%の自己負担となるか、請求が拒否されます。

ダイビングに関連する緊急事態である場合には、我々が必要な担当者に連絡が取られていることを確認するため、オペレーターにその旨を教えてください。

パート B - 旅費補償

B.1. 旅行チケット

保険会社は貴方および貴方の旅行同伴者に対して、貴方が傷害のためまたは担当医の書面による指示により、当初購入した旅行チケットを使用することができない場合に、当初の出発地点までの追加旅行チケットを購入するために発生する合理的な費用を補償します。

B.2. 追加宿泊費用

保険会社は貴方および貴方の旅行同伴者に対して、貴方が担当医の指示により、傷害を受けた後に治療を受ける場所に留まるために発生する合理的な追加宿泊費用を、限度額である一日当たり 125 ドルまで補償します。

この補償 B.2. により支払うべき最高額は、いかなる場合にも、給付金一覧表に定める給付金限度額を超えないものとします。

パート C - 個人用ダイビング機器

保険会社は、貴方が対象活動に参加したことにより受けた傷害の発生時に被った個人用ダイビング機器の紛失、盗難または損害を、補償の一覧表に定める限度額まで補償します。保険会社は、紛失時の実際の現金価値から保険会社の決定する減価を控除した額と補修または取替のための費用のうち、少ない方の金額を支払うものとします。

パート D - 事故による死亡、後遺症および神経麻痺

人的事故/死亡および全身障害/事故による死亡および後遺症

A. 本保険証券上は、事故発生日から単独かつ他の原因とは無関係に 12 ヶ月以内に発生する、偶発的、外的、暴力的および目に見える手段を原因とする身体傷害を被った結果に対して、以下の基準に従って給付金を支払うものとします。この給付金は、死亡または障害が対象活動（ダイビング）の実施中に発生した事件に直接に関連する場合にのみ支払われます。
注：16 才未満の子供に対する死亡給付金の限度額は 1,000 ドルとします。

B. 障害の内容	補償限度額に対する割合
死亡	100%
言語障害および聴力障害	100%
言語障害および片手の喪失、片足の喪失または片方の目の失明	100%
聴力障害および片手の喪失、片足の喪失または片方の目の失明	100%
(両)手の喪失、(両)足の喪失、失明または片手の喪失、片足の喪失もしくは片目の失明のうち2つの組合せ	100%
四肢麻痺	100%
対麻痺	75%
片麻痺	50%
片手喪失、片足喪失または片目の失明 (いずれか1つ)	50%
単麻痺	25%
同じ手の親指および人差指の喪失	25%

C. 特定の免責および症状

- i. ダイビング以外の一切の事象から発生する症状

- ii. 保険金請求がなされた場合には、保険会社の任命する医療顧問は保険会社が必要とみなす頻度で貴方の症状を調査することができるものとします。
- iii. 保険会社は、（事故による身体傷害により必要とされる場合を除き）治療または手術から生じる請求に対する義務を負わないものとします。
- iv. 恒久的障害給付金は、貴方が12ヵ月の間有給の職業に従事することが完全に不能となり、その期間の終了時点で作業に復帰するための改善の見込みがないことを、医療機関が証明する場合にのみ支払われるものとします。

D. 障害の内容：貴方が対象活動へ参加したことの直接の結果として傷害を受け、そのため事故後365日以内に死亡、四肢の切断、または視力、言語または聴力の完全かつ回復不能な喪失を招いた場合には、保険会社は以下の該当金額を支払います。

手または足の「喪失」とは、手首または足関節またはそれより上部の完全な切断を意味します。片目の「失明」とは、その目の全視力の完全かつ回復不能な喪失を意味します。片方の耳の「聴力障害」とは、その耳の全聴力の完全かつ回復不能な喪失を意味します。「言語障害」とは、全会話能力の完全かつ回復不能な喪失を意味します。親指および人差指の「喪失」とは、両指の中手指関節またはそれより上部の完全な切断を意味します。

「四肢麻痺」とは、両上肢および両下肢の完全かつ不可逆的な麻痺を意味します。

「対麻痺」とは、身体の同じ側の上肢および下肢の完全かつ不可逆的な麻痺を意味します。

「単麻痺」とは、一つの肢の完全かつ不可逆的な麻痺を意味します。

「肢」とは、腕全体または脚全体を意味します。

被保険者が同一の事故の結果として複数種類の麻痺を被った場合には、1種類の麻痺に対する保険金額 - 最大の金額 - のみが支払われます。

行方不明：貴方が旅客として乗っていた輸送機関が不時着、座礁または沈没により行方不明となった後、貴方が1年間行方不明の場合には、保険会社は死亡給付金を支払うものとします。

被保険者が障害に続いて死亡した場合には、最大の一つの給付金のみが被保険者または被保険者の保険金受取人に支払われます。

パート E - 遺体の送還

遺体の送還または現地埋葬のいずれかに対する給付金は、本保険証券に含まれます。この給付金には、身の回り品の返却、宗教的または非宗教的な追悼式、牧師、献花、音楽、通知、参列者の費用および人の埋葬にかかる類似の費用は含まれません。

全ての送還給付金は、GBG アシスト（緊急支援サービス）の事前承認を受けなければなりません。

定義

「**事故**」 - 識別可能かつ調査および検証可能な、特定の時期および場所において発生する予期しない事象を意味します。

「**運送業者**」 - 旅客を有料で輸送するために認可を受けて運営する空輸機関を意味します。

「**対象活動**」とは、潜水（ダイビング）、ダイビング訓練、またはスキューバ・インストラクター、ダイブ・マスター、水中写真家として、または米国水中科学者学会の後援を受けてそのダイビング安全指針に従って行う研究の実施に際して行うダイビングを意味します。

潜水は水中に入った時に開始し水中から出た時に終了します。潜水は補償の有効期間中に開始し、スノーケリングおよび/またはスキューバダイビングの禁止されていないエリアで行わなければなりません。スキューバダイビングの場合には、個人用ダイビング機器を装着しなければなりません。

「潜水病」とは、対象活動の結果生じる減圧症または動脈性塞栓症ガスを意味します。

「潜水/ダイビング」 - 以下のレクリエーション・スポーツ活動を意味します。

- スキューバダイビング
- スノーケリング
- プレスホールド・フリーダイビング（アブネア）
- スピアフィッシング - スキューバ機器を使用せず行われるもの
- フーカー・ダイビング

「スキューバダイビング」 - 個人用スキューバ（自給水中呼吸装置）機器を使用するダイビングを意味します。スキューバダイビングは公認認証機関が定める指針および忠告を厳守して行わなければなりません。

「エコノミー航空料金」 - 片道チケットの公表された最低料金

「急病」とは、医師の診断により、以下の全ての基準を満たす疾病を意味します。(1) 直ちに処置を要し、当該処置をしない場合には、被保険者の状態に重大な悪化をもたらすまたはその生命を危機にさらす可能性があるとして合理的に判断される重度または急性の症状の存在 (2) 重度または急性の症状が突然かつ予期せず発生すること、および (3) 貴方の当該症状に対して保険が有効である期間および貴方が対象活動に参加している期間に重度または急性の症状が発生すること

「病院」とは、(a) 潜水に関連する緊急事態のための認証および登録された高圧酸素室および (b) 以下の施設を意味します。(1) 負傷者の処置および治療のため、法律に従って運営される施設 (2) 診断および手術のための敷地または施設があらかじめ用意された組織的な施設 (3) 登録看護婦 (R.N.) による看護サービスが一日 24 時間受けられる施設 (4) 1 または複数の医師が監督する施設。以下の施設は病院には含まれません。(1) 患者が主として介護を受ける場合の、病院の介護、回復またはおよび老人医療施設 または (2) 付随的に設置される場合を除き、保養所、養護ホーム、病後療養所または老人施設である施設（病院の保護室、棟またはその他の場所で当該目的のために使用される施設も病院には含みません。） または (3) 被保険者がサービスについて料金を払うことを法律により要求される場合を除き、退役軍人の治療のために国家または政府機関が契約または運営する、陸軍または退役軍人病院またはその他の病院。

「傷害」とは、(1) 保険金請求の基となる傷害を受けた被保険者に関する補償の有効期間中に発生した、2) 被保険者が対象活動に参加している期間中に発生した、および 3) 補償の対象となるその他全ての原因とは関係なく直接に発生した身体的傷害または減圧症を意味します。

「保険会社」 - グローバル・ベネフィッツ・グループ (GBG) を意味します。

「医療上必要」とは、対象となる事故による医療が (1) 傷害の診断、治療または処置のために必要不可欠であること (2) 一般に認められた医療基準を満たすこと および (3) 医師の指示により医師の処置、監督または命令の下で行われることを意味します。

「個人用ダイビング機器」 - 以下を意味します。

- ダイビング機器、圧縮空気またはエンリッチ・ガスを充填するための、貴方のまたは貴方が管理する物品
- 浮き、おもり
- ダイビング機器上の急速リリース・バックル
- ウェイトベルト
- 時間と深度を測定するための機器 (2 人 1 組当たり 1 つ)、および
- タンク内のガスの減少を示す警告機器
- 個人用ダイビング機器には、貴方のまたは貴方が処置、保管または管理するフーカーダイビング機器も含まれます。

「医師」 - 自己の資格の範囲内で行動する、資格を有する医療提供者を意味します。医師には、貴方、貴方の旅行同伴者または貴方の近親者は含まれません。

「公認認証機関」 - PADI、SSI、NAUI、CMAS、BSAC および RSTC 等の、安全なダイビングのための指針または勧告を提供する認定されたダイビング団体を意味します。

「旅行同伴者」 - 貴方と共に旅行手配する者（貴方を含め最大 4 人まで）を意味します。

「普通かつ通常の料金」とは、(1) 対象となる事故による医療に対する請求 (2) 費用の発生する現地における類似の治療、サービスまたは供給品に対する請求のレベルを超えない請求 (3) 集中治療室における医療上必要な滞在以外の食事付病室に対する請求で、病院の食事付準個室に対する最も普通の請求を超えないもの および(4) 保険が存在しなかったとしたならば請求されなかったであろう料金を含まない請求額を意味します。

「貴方」または「貴方の」 - 必要な会員料金および本保険の提供する補償プランに対する保険料を支払った 8 才以上 75 才以下の者で、ダイバーとしての資格を有し公認認証機関の発行するダイバー証明書を保有するか、またはダイバーとしての資格の取得過程にあり公認認証機関に属する認定ダイビング・インストラクターの監督下にあるかまたは当該インストラクターと一緒にダイビングをする者を意味します。

一般条件

1. 全ての保険金請求は事故後 90 日以内に提出するものとし、90 日経過後に提出された場合には却下されるものとします。但し、状況によっては、これが常に可能となるとは限らないため、90 日経過後に提出された請求は当該状況に応じて考慮するものとし、
2. 緊急医療搬送の提供する補償は第一義的なものとします。
3. 貴方は、損害の発生時に有効な既知の補償の詳細を提供すること、および貴方が知るか知らないかに関係なく、未発表の補償を審査および可能性としてそれを代位する権限を保険会社が有することに同意します。
4. 貴方またはその代理人が、金額またはその他に関して偽りまたは不正であることを知りつつ、請求または主張を行う場合には、保険契約は無効とし、本保険契約上の全ての請求は失効し保険料の払戻しは行わないものとし、
5. 保険会社は、本保険契約上の損失、損害または費用に関する第三者からの補償または賠償を回復または確保するために、自己の費用で貴方名の訴訟を提起することができるものとし、回復または確保した金額は保険会社に属するものとし、
6. 貴方は、保険に加入していない場合と同様に、事故、傷害、紛失または盗難を予防するために常に合理的な注意を払わなければなりません。
7. 特段の規定がある場合を除き、本保険契約は、旅行業者、旅行代理店および運送会社または宿泊業者の破産/清算を直接または間接に原因とする事項は補償しません。
8. 本保険の補償の最低年齢は 8 才で、補償は 75 才の誕生日に達した時点で終了します。
9. 本保険上の給付金と保険料は米国ドル、英国ポンドまたはユーロで表示し、給付金は支払保険料と同一の通貨で表示することができます。

一般免責条項

この保険は以下の原因によるまたは以下の結果として発生する損害を補償しません。この節は丁寧にお読みください。

健康状態および重要な事実

この保険の適用時および/または各個別のダイビングに先立ち、以下の状況が存する場合には、保険会社は給付金の支払義務を負わないものとし、

1. 貴方が保険金請求の原因となると合理的に予期される健康状態または一連の状況に気付いている場合
 2. 貴方または貴方の旅行同伴者が、
 - a) 保険会社に告知し受諾された場合を除き、この保険の適用前および/または個別のダイビングの予約前 12 ヶ月の期間に、診断または治療を必要とする重度の慢性および/または反復性疾患を患っている場合
 - b) 不安または抑鬱症状または 以前に診断された精神疾患を患っている場合
 - c) 病院または介護施設における入院治療を受けているまたはその順番待ちである場合
 - d) ダイビング休暇からの帰還日後 8 週間以内に出産する予定である場合
 - e) 医師の指示に反して、または外国で治療を受ける目的で旅行をしている場合
 - f) 末期症状であることを告げられていた場合
1. 旅行直前に治療を受けた、または旅行前に診断または予測されまたは回避することが可能と思われた、既往症、慢性症状または反復的病状のための医療費、ならびに医師の助言に反してまたはそれを無視してなされた旅行中に発生する保険金請求で、以下を含みます。
 - i. 貴方の旅行出発前 12 ヶ月以内に入院する結果となった疾病、または
 - ii. 貴方が医師の治療を受けており、当該症状が悪化、または既往症の検査の結果診断が変更されたこと、または
 - iii. 既往症の結果としての処方薬、治療法または食事の変更により、貴方の健康状態が悪化または影響を受けること、または

- iv. 医師の承認の有無によらず旅行することを選択して、当該疾病の直接の結果または当該疾病の合併症の発症により発病した末期症状の患者
2. 事故による自然歯の損傷に関しては、飲食（異物が含まれる場合も含む）、通常の摩耗、歯磨きまたはその他の口腔衛生処置を原因とする傷害、または口腔外からの衝撃以外のその他の手段、修復および修正処置、貴金属の使用、各種矯正治療、または口腔外科が痛みを和らげるための唯一の治療法である場合を除き、病院における歯の治療に対しては、給付金は支払われません。
3. 自殺、自殺未遂、故意の自傷行為、アルコールまたは薬物中毒
4. 旅行出発までに治療のための通院が許可されない場合または費用が貴方の会社により承認されない場合における、搬送費用
5. 本保険契約が満了後 12 ヶ月更新されている場合または貴方が事故の結果本保険期間中に治療を受けていた場合を除き、本保険期間の満了後に発生する費用
6. 担当医師または GBG アシスト（緊急支援サービス）の意見により、貴方が母国に帰るまで引き延ばすことができる治療または手術
7. 海外旅行中に傷害を受けた場合、貴方が母国に帰還した後に発生する費用
8. 給付金一覧表に定める限度額を超える医療費
9. 保険証券に記載される契約超過、免責または自己負担の金額
10. 薬の誤使用または酒気を帯びた上での疾病、傷害または死亡した場合の費用（公認の医療専門家による法定の投薬治療を除く）
11. ミネソタ州において、医師の助言によらず覚醒剤を打つこと、サウスダコタ州において薬物または麻薬の影響下で重犯罪を犯すこと、その他の地域では医師の助言によらず薬物または麻薬を使用すること
12. 人命救助の努力の場合を除き、不必要に自己を危険にさらすこと
13. 貴方の故意または不正行為またはその結果
14. 宣戦布告されたまたは宣戦布告なき戦争または戦争行為
15. 軍事演習または訓練（定期訓練のための短期または予備訓練を除く）への参加
16. 飛行機の操縦または操縦訓練、または飛行機の乗組員として活動すること
17. 精神または情緒障害
18. 水中競技にプロとして参加すること
19. 犯罪行為を犯すことまたは犯そうとすること
20. 3,500メートルまたは11,500フィートを超える探検、および登山および/またはトレッキングは極限スポーツとみなされ補償の対象には含まれません。
 - a. エベレスト山、K2、キリマンジャロ、南極大陸、北極圏、北極およびグリーンランドへの探検を含むが、必ずしもそれらに限定されません。
21. 身体接触スポーツ、ウィンタースポーツ、スカイダイビング、ハンググライダー、パラシュート、登山、競技、バンジー・コード・ジャンピング、またはスピード・コンテストに参加すること
22. ドライバーが最新の運転免許を保有する場合を除き、ドライバーまたは乗客としてのドライビングまたはモーターサイクリング、保険会社が承認および保険証券の別紙にライダーとして添付される場合を除き、バイクツーリング
22. 緊急でない治療または手術、通常健康診断、補聴器、メガネまたはコンタクトレンズ
23. 貴方が気付いていた異常状態の下で、および/または当該異常状態のために貴方がダイビングの資格を有していない間に行ったダイビング
24. ダイビング・インストラクター、ダイビング・マスター、水中写真家として、または米国水中科学者学会（AAUS）の後援を受けてそのダイビング安全指針に従って行う研究の実施に際して行うダイビング以外の、プロのダイバーとしてのダイビング
25. ダイビング禁止場所におけるダイビング
26. 補償の対象となる理由以外の理由による日程短縮または帰還遅延
27. 病気、疾病またはあらゆる種類の感染症（汚染物質の不慮の摂取、または細菌感染症または疾病が原因の化膿性感染症を除く）
28. サウスダコタ州では、労働者災害補償法または類似の法律により被保険者に対して給付金が支払われる症状その他全ての地域では、労働者災害補償法または類似の法律により被保険者が給付金を受ける権利を有する症状
29. 専ら治療を受けることを目的とする旅行
30. 保険期間中に発生する事故の直接の結果として必要な場合を除き、心理学上の目的を有するかどうかに関係なく、美容整形または矯正手術、脂肪または余剰体組織の除去および当該治療の結果、減量または肥満の問題/食欲異常

31. アルコール依存症、麻薬、薬物および物質乱用/各種の依存性および常習性症状、およびアルコール、薬物またはその他の中毒物質の摂取により生じる傷害または疾病の治療
32. 通常分娩のための妊婦の病院への搬送、または妊娠 20 週以上で事故または事故に関連する合併症の発症の結果でなかった場合の飛行機旅行を含む、妊娠、通常および複雑出産
33. 過度的な生活上のできごと、ホームシック、疲労、時差ボケまたは仕事関連のストレスを含む、精神または神経疾患の治療、心理療法士、精神分析医、家族療法士または死別カウンセラーの費用
34. 各種の銃（各種の弾丸を発砲する器具と定義する）の使用
35. 船舶または海から沖への搬送のための航空/海難救助費用を含む、山、海、砂漠、ジャングルおよび類似の遠隔地において貴方を捜索および救助する活動に関連する費用
36. 医療費請求様式の完成のための賦課金または手数料
37. キューバ内における全ての保険金請求については、被保険者はサービス受領時にサービス提供者に支払いを行い、米国/居住国への帰還時に払戻しを申請しなければなりません。キューバに旅行するアメリカ人のための重要な情報。キューバに旅行時にはアメリカ人は米国政府の承認と適切な書類を保持しなければなりません。保持していない場合には、保険金請求は拒否されます。
38. 保険証券はどの国においても更新可能です（キューバ、イランおよび北朝鮮等の米国政府により禁止されている国を除く）。
39. キプロス国/島内におけるダイビング活動はこの保険における補償の対象となりません。
40. 戦争、暴動およびテロ行為：保険会社は以下について給付金の支払義務を負いません。
 - A. 核燃料から出る、または核燃料または放射性有毒爆発物またはその他の有毒性の爆発性各集合体またはその核成分の燃焼により生じる核廃棄物から出る、イオン化放射線または放射能による汚染
 - B. この保険またはその特約におけるこれと異なる規定にもかかわらず、以下のいかなる性質の損害または費用もこの保険により補償されないものとします。
 - C. 直接または間接に以下の事象から生じる、それらを要因として生じる、それらを原因として生じる、それらの結果として生じる、またはそれらに関連して生じる損害または費用で、他の原因または事象が同時にまたはその他一連の順序でその損害または費用を生じさせるかどうかには関係のない以下の、
 - 戦争、戦闘または軍事的行動（宣戦布告の有無を問いません。）
 - 内乱、暴動、反乱
 - 暴動
 - 革命
 - 法治国家の転覆

以下の免責条項はパート C における個人用ダイビング機器の補償にのみ適用されます。

以下に対する損害

腕時計の内部の損傷、または腕時計のガラスの損傷、革紐およびバックルまたは写真機器のき裂、動物、自動車およびその装置、ボート、トレーラー、モーター、バイク、その他の輸送機器およびその装置（運送業者に荷物として預けた自転車を除く）、家財および家具、その使用により損失または損害が生じたスポーツ機器、骨董品および収集品、メガネ、サングラス、およびコンタクトレンズ、入れ歯およびブリッジ、補聴器、義肢、鍵、金銭、有価証券および書類、チケット、クレジットカード、専門または職業上の機器または物品、およびパーソナル・コンピューター

以下の原因によるまたは以下の結果として発生する損害

壊れやすいまたは脆い物品の破損、損耗、段階的な劣化、昆虫または害虫、固有の欠陥または損傷、政府の命令による押収または没収、放射能汚染、宣戦布告に関係なく戦争または戦争行為、車両内に放置された物品の盗難または窃盗、蒸発、不法に取得、保管、貯蔵または輸送された財産、暴動または反乱、軽率な行為または不作為、および 貨物として出荷されたまたは出発予定日前に出荷された物品

世界的緊急支援サービス

緊急支援サービス：GBG アシスト -24 時間 365 日

ダイブアシアの会員は 24 時間緊急電話支援サービスが利用可能です。ご旅行中のダイビングに緊急事態が発生した時に支援と助言を提供します。

- A. 医療処置における医療上の緊急事態および支援については、米国/カナダの GBG アシストに通話料無料 1-866-914-5333 または全世界コレクトコール 1-905-669-4920 で連絡してください。500 (\$, €, £) を超える緊急治療が必要な全ての状況については、必ずなおかつできる限り早急に GBG アシストに連絡してください。連絡がない場合には、実質上 50% の自己負担となるか、または保険金請求は拒否されることがあります。
- B. ダイブアシュアの会員は GBG アシストから 24 時間 365 日の支援を受けることができます。
- C. これらのサービスには、事前承認および入院許可が含まれます。

注：距離、情報および連絡上の問題により、GBG アシストが全ての緊急サービスの入手、質、活用または結果に対する責任を負うことはできません。いずれの場合にも、貴方はあらゆるタイプの必要なサービスを手入、活用およびそれらに対する支払いについて、依然として責任を負います。

24 時間医療支援ホットライン：

GBG アシストは、非ダイビング関係の医師、病院および専門家への医療上の紹介と並行して、24 時間の全世界医療情報および支援、多言語による支援およびコンサルティングを提供しています。

医療上の緊急事態：

GBG アシストは、治療の必要な被保険者を母国で輸送するために必要な一切の手配を手配します。

遺体の輸送：

旅行中に死亡した場合には、GBG アシストは、遺体を埋葬地まで届けるための手配をしその費用を支払います。

通訳サービス

GBG アシストは、緊急言語サポートを提供、または適切な現地サービス業者への紹介を行います。

保険金請求手続き

保険金の迅速な支払いを容易にするために、

医療費：支払額および診断と治療のリストを記載した領収書を、サービス等の提供者から入手してください。

個人用ダイビング機器：個人用ダイビング機器（上記パート C を参照）の補償対象となる紛失、盗難または損害の場合には、ホテル/リゾートのマネージャー、ツアーのガイドまたは代表者、および現地警察に連絡、状況を報告して、供述書と警察調書を手入してください。

保険金請求様式および報告方法に関する追加情報入手するには、以下に書面または電話で連絡してください。

GBG CLAIM SERVICES
26000 Towne Centre Drive, Suite 130
Foothill Ranch, CA 92610 USA
1-866-914-5333 (米国およびカナダ、通話料無料)
1-905-669-4920 (全世界、コレクトコール)
ファックス：1- 949-271-2330
claims@gbg.com

補償期間

補償は貴方が対象活動への参加を開始した時に開始します。個人のための保険の終了日に関する保険証券の条件に従うことを条件として、補償は対象活動後に水中から出た時点で終了します。

保険金受取人の方へ
保険金は保険金受取人の財産です。

プランに関する問い合わせ連絡先：

THE DIVEASSURE 協会

16476 Chesterfield Airport Rd.

Chesterfield, MO 63017

電話：(866) 898 0921

ファックス：(270) 294 0720

本保険証券の引受先：

グローバル・ベネフィット・グループ (GBG)

26000 Towne Centre Drive, Suite 100

Foothill Ranch, CA 92610 USA

電話：(949) 470 2100

ファックス：(949) 470 2110

Eメール：info@gbg.com

www.gbg.com

準拠法および管轄

本保険契約はガンジーの法律に準拠し、本保険契約上の全ての紛争はガンジーの裁判所の専属管轄に属するものとします。

- * 限度額および保険料は全て米ドルで表示されます。
- * スペインのバレンシアおよびカタロニアについては、より高額の限度額が適用されます。